

(別表)

身体障害者等に係る軽自動車税の減免判定基準表

障害の等級又は障害の程度	身体障害者 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)		戦傷病者 (恩給法別表第1号表の2第1号表の3)		精神障害者	知的障害者
	(1) 本人が所有及び運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	(3) 本人が所有及び運転する場合	(4) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
障害の区分						
視覚障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	障害等級 1級	障害の程度 A
聴覚障害	2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症		
平衡機能障害	3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症		
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)			
上肢不自由	1級、2級	1級、2級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症		
体幹不自由	1級～3級 5級	1級～3級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級			
	移動機能	1級～6級	1級～3級			
心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	1級～4級				

- ※1 減免の判定は、原則として障害区分ごとの障害の等級又は障害の程度により行うものであるが、身体に複数の障害を有する場合は障害区分ごとの障害の等級によらず、それぞれの障害が身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」欄に表示された等級を有するものとみなして判定すること。
- 2 体幹不自由の等級欄(1)の場合について、身体障害者障害程度等級表の旧法による4級についても、減免に該当するものであること。
- 3 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち、上肢機能の等級欄(1)、(2)の場合について一上肢のみに運動機能障害をもつもの及び移動機能の等級欄(2)の場合の3級について一下肢のみに運動機能障害をもつものは、減免に該当しないものであること。
- 4 戦傷病者手帳に記載されている障害の程度は、恩給法によるものは旧法によって表示されているので、障害の程度の判定に当たっては次の新法の表示との対照表を参考にすること。

恩給法別表第1号表の3(新法)	戦傷病者手帳の表示(旧法)
第1款症	第7項症
第2款症	第1款症
第3款症	第2款症
第4款症(減免に該当せず。)	第3款症(減免に該当せず。)
以下略	以下略

- 5 精神障害者保健福祉手帳の「有効期限」を経過しているものについては、速やかに保健所において認定の申請をするよう申請者に指導すること。
- 6 療育手帳の「判定の記録」欄の「次の判定年月」を経過しているものについては、速やかに福祉総合相談センターにおいて判定を受けるよう申請者に指導すること。
- 7 生計を一にする者とは、通常、同一の生活共同体に属して日常生活の質を共通にしていることをいうが、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、勤務、修学、療養等の都合上、日常の起居を共にしていない場合であっても、生活費、修学資金、療養費等の送金が行われているとか、あるいは、通勤、修学等の余暇には起居を共にすることを常例としている場合も含まれる。その範囲は親族(配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内)とする。
- 8 常時介護する者とは、単身者で生活する身体障害者等が所有する軽自動車等を専ら当該身体障害者等の通院、通学、通所、又は生業のために、継続して日常的に運転する者とする。また、「継続して日常的に」とは、継続して週3日以上申請者である身体障害者等のために軽自動車等の運転を行っているか又は見込みのあることをいう。